

サービスコード		サービス内容略称					単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	現行相当訪問型サービスー	訪問型サービス費（Ⅰ）（独自）	事業対象者・要支援１・２（週１回程度） 1,176単位			1176	1月につき	
A2	2111	現行相当訪問型サービスー日割	訪問型サービス費（Ⅰ）（独自）	事業対象者・要支援１・２（週１回程度） 39単位			39	1日につき	
A2	1211	現行相当訪問型サービスニ	訪問型サービス費（Ⅱ）（独自）	事業対象者・要支援１・２（週２回程度） 2,349単位			2349	1月につき	
A2	2211	現行相当訪問型サービスニ日割	訪問型サービス費（Ⅱ）（独自）	事業対象者・要支援１・２（週２回程度） 77単位			77	1日につき	
A2	1321	現行相当訪問型サービス三	訪問型サービス費（Ⅲ）（独自）	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度） 3,727単位			3727	1月につき	
A2	2321	現行相当訪問型サービス三日割	訪問型サービス費（Ⅲ）（独自）	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度） 123単位			123	1日につき	
A2	6001	現行相当訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	4001	現行相当訪問型サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100		
A2	4002	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
A2	6269	現行相当訪問型サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算		（1）処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000加算		1月につき	
A2	6270	現行相当訪問型サービス処遇改善加算二			（2）処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000加算			
A2	6271	現行相当訪問型サービス処遇改善加算三			（3）処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000加算			
A2	6273	現行相当訪問型サービス処遇改善加算四			（4）処遇改善加算（Ⅳ）	（3）で算定した単価数の 90%加算			
A2	6275	現行相当訪問型サービス処遇改善加算五			（5）処遇改善加算（Ⅴ）	（3）で算定した単価数の 80%加算			
A2	6278	現行相当訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算		1月につき	
A2	6279	現行相当訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算			
A2	8000	現行相当訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	現行相当訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	現行相当訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	現行相当訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8310	現行相当訪問型サービス令和３年９月３０日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の 1/1000加算		1月につき	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目					給付率		
A3	1001	訪問型サービスＡ－１（１割負担）	訪問型サービスＡ－	1回235単位 要支援1:週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	235	1回につき
A3	1002	訪問型サービスＡ－２（２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	235	
A3	1003	訪問型サービスＡ－３（３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	235	
A3	1201	訪問型サービスＡ－４（４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	235	
A3	1004	訪問型サービスＡ二１（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二	1回117単位 要支援1:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2:週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	117	1回につき
A3	1005	訪問型サービスＡ二２（短時間／２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	117	
A3	1006	訪問型サービスＡ二３（短時間／３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	117	
A3	1211	訪問型サービスＡ二４（短時間／４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	117	
A3	1007	訪問型サービスＡ三１（シルバー／１割負担）	訪問型サービスＡ三	1回140単位 要支援1:週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	140	1回につき
A3	1008	訪問型サービスＡ三２（シルバー／２割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	140	
A3	1009	訪問型サービスＡ三３（シルバー／３割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	140	
A3	1221	訪問型サービスＡ三４（シルバー／４割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	140	
A3	1010	訪問型サービスＡ四１（買物支援／１割負担）	訪問型サービスＡ四	1回180単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	180	1回につき
A3	1011	訪問型サービスＡ四２（買物支援／２割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	180	
A3	1012	訪問型サービスＡ四３（買物支援／３割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	180	
A3	1231	訪問型サービスＡ四４（買物支援／４割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	180	
A3	1013	訪問型サービスＡ－１初回加算（１割負担）	訪問型サービスＡ－初回加算		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスＡ－２初回加算（２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1015	訪問型サービスＡ－３初回加算（３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1301	訪問型サービスＡ－４初回加算（４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1016	訪問型サービスＡ二１初回加算（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二初回加算		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスＡ二２初回加算（短時間／２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1018	訪問型サービスＡ二３初回加算（短時間／３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1311	訪問型サービスＡ二４初回加算（短時間／４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1019	訪問型サービスＡ三１初回加算（シルバー／１割負担）	訪問型サービスＡ三初回加算		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	140	1月につき
A3	1020	訪問型サービスＡ三２初回加算（シルバー／２割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	140	
A3	1021	訪問型サービスＡ三３初回加算（シルバー／３割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	140	
A3	1321	訪問型サービスＡ三４初回加算（シルバー／４割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	140	

志摩市総合事業サービスコード			志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型訪問サービス指定事業者用）						令和３年４月		
サービスコード		サービス内容略称	算定項目					給付率	単位数	算定単位	
種類	項目										
A3	1052	訪問型サービスＣ	訪問型サービスＣ	1回500単位　週１回　３ヶ月1クール（1クール最大12回まで）		訪問型サービスＣ（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用			100%	500	1回につき
A3	1053	訪問型サービスＣ初回加算	訪問型サービスＣ初回加算			訪問型サービスＣ（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用		300　単位加算	100%	300	1月につき
A3	1022	訪問型サービスＡ－１ 処遇改善加算－（１割負担）	訪問型サービスＡ－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：１割負担の利用者の場合に使用		所定単位数の137/1000加算	90%	32	1回につき
A3	1023	訪問型サービスＡ－１ 処遇改善加算二（１割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：１割負担の利用者の場合に使用		所定単位数の100/1000加算	90%	23	
A3	1024	訪問型サービスＡ－１ 処遇改善加算三（１割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：１割負担の利用者の場合に使用		所定単位数の55/1000加算	90%	12	
A3	1025	訪問型サービスＡ－１ 処遇改善加算四（１割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：１割負担の利用者の場合に使用		(3)で算定した単価数の90%加算	90%	10	
A3	1026	訪問型サービスＡ－１ 処遇改善加算五（１割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：１割負担の利用者の場合に使用		(3)で算定した単価数の80%加算	90%	9	
A3	2011	訪問型サービスＡ－１ 特定処遇改善加算 １	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の　63/1000加算		14	1回につき
A3	2012	訪問型サービスＡ－１ 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の　42/1000加算		9	
A3	1027	訪問型サービスＡ－２ 処遇改善加算－（２割負担）	訪問型サービスＡ－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用		所定単位数の137/1000加算	80%	32	1回につき
A3	1028	訪問型サービスＡ－２ 処遇改善加算二（２割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用		所定単位数の100/1000加算	80%	23	
A3	1029	訪問型サービスＡ－２ 処遇改善加算三（２割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用		所定単位数の55/1000加算	80%	12	
A3	1030	訪問型サービスＡ－２ 処遇改善加算四（２割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：２割負担の利用者の場合に使用		(3)で算定した単価数の90%加算	80%	10	
A3	1031	訪問型サービスＡ－２ 処遇改善加算五（２割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：２割負担の利用者の場合に使用		(3)で算定した単価数の80%加算	80%	9	
A3	2021	訪問型サービスＡ－２ 特定処遇改善加算 １	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の　63/1000加算		14	１回につき
A3	2022	訪問型サービスＡ－２ 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の　42/1000加算		9	
A3	1032	訪問型サービスＡ－３ 処遇改善加算－（３割負担）	訪問型サービスＡ－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用		所定単位数の137/1000加算	70%	32	1回につき
A3	1033	訪問型サービスＡ－３ 処遇改善加算二（３割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用		所定単位数の100/1000加算	70%	23	
A3	1034	訪問型サービスＡ－３ 処遇改善加算三（３割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用		所定単位数の55/1000加算	70%	12	
A3	1035	訪問型サービスＡ－３ 処遇改善加算四（３割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用		(3)で算定した単価数の90%加算	70%	10	
A3	1036	訪問型サービスＡ－３ 処遇改善加算五（３割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用		(3)で算定した単価数の80%加算	70%	9	
A3	2031	訪問型サービスＡ－３ 特定処遇改善加算 １	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の　63/1000加算		14	１回につき
A3	2032	訪問型サービスＡ－３ 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の　42/1000加算		9	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1401	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算一（４割負担）	訪問型サービスＡ－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	32	1回につき
A3	1411	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算二（４割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	23	
A3	1421	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算三（４割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	12	
A3	1431	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算四（４割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	60%	10	
A3	1441	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算五（４割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	60%	9	
A3	2041	訪問型サービスＡ－４ 特定処遇改善加算１	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		14	1回につき
A3	2042	訪問型サービスＡ－４ 特定処遇改善加算２		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		9	
A3	1037	訪問型サービスＡ二１ 処遇改善加算一（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	16	1回につき
A3	1038	訪問型サービスＡ二１ 処遇改善加算二（短時間／１割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	11	
A3	1039	訪問型サービスＡ二１ 処遇改善加算三（短時間／１割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	6	
A3	1040	訪問型サービスＡ二１ 処遇改善加算四（短時間／１割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：１割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	90%	5	
A3	1041	訪問型サービスＡ二１ 処遇改善加算五（短時間／１割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：１割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	90%	4	
A3	2211	訪問型サービスＡ二１ 特定処遇改善加算１	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		7	1回につき
A3	2212	訪問型サービスＡ二１ 特定処遇改善加算２		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		4	
A3	1042	訪問型サービスＡ二２ 処遇改善加算一（短時間／２割負担）	訪問型サービスＡ二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	16	1回につき
A3	1043	訪問型サービスＡ二２ 処遇改善加算二（短時間／２割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	11	
A3	1044	訪問型サービスＡ二２ 処遇改善加算三（短時間／２割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	6	
A3	1045	訪問型サービスＡ二２ 処遇改善加算四（短時間／２割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	80%	5	
A3	1046	訪問型サービスＡ二２ 処遇改善加算五（短時間／２割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	80%	4	
A3	2221	訪問型サービスＡ二２ 特定処遇改善加算１	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		7	1回につき
A3	2222	訪問型サービスＡ二２ 特定処遇改善加算２		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		4	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1047	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算一（短時間／３割負担）	訪問型サービス Ａ二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	70%	16	1回につき
A3	1048	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算二（短時間／３割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	70%	11	
A3	1049	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算三（短時間／３割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	70%	6	
A3	1050	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算四（短時間／３割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の90%加算	70%	5	
A3	1051	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算五（短時間／３割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の80%加算	70%	4	
A3	2231	訪問型サービスＡ二３特定処遇改善加算１	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		7	1回につき
A3	2232	訪問型サービスＡ二３特定処遇改善加算２		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		4	
A3	1451	訪問型サービスＡ二４処遇改善加算一（短時間／４割負担）	訪問型サービス Ａ二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	60%	16	1回につき
A3	1461	訪問型サービスＡ二４処遇改善加算二（短時間／４割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	60%	11	
A3	1471	訪問型サービスＡ二４処遇改善加算三（短時間／４割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	60%	6	
A3	1481	訪問型サービスＡ二４処遇改善加算四（短時間／４割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の90%加算	60%	5	
A3	1491	訪問型サービスＡ二４処遇改善加算五（短時間／４割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の80%加算	60%	4	
A3	2241	訪問型サービスＡ二４特定処遇改善加算１	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		7	1回につき
A3	2242	訪問型サービスＡ二４特定処遇改善加算２		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		4	
A3	1501	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算一の１（１割負担）	訪問型サービス Ａ初回加算に係る 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	90%	27	1回につき
A3	1502	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算二の１（１割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	90%	20	
A3	1503	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算三の１（１割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	11	
A3	1504	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算四の１（１割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅳ：１割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した 単価数の90%加算	90%	9	
A3	1505	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算五の１（１割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅴ：１割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した 単価数の80%加算	90%	8	
A3	2111	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算１（１割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		12	1回につき
A3	2112	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算２（１割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		8	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1511	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算一の２（２割負担）	訪問型サービス Ａ初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	27	1回につき
A3	1512	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算二の２（２割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	20	
A3	1513	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算三の２（２割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	11	
A3	1514	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算四の２（２割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅳ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	80%	9	
A3	1515	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算五の２（２割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅴ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	80%	8	
A3	2121	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算１（２割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		12	1回につき
A3	2122	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算２（２割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		8	
A3	1521	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算一の３（３割負担）	訪問型サービス Ａ初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	27	1回につき
A3	1522	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算二の３（３割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	20	
A3	1523	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算三の３（３割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	11	
A3	1524	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算四の３（３割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅳ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	70%	9	
A3	1525	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算五の３（３割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅴ：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	70%	8	
A3	2131	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算１（３割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		12	1回につき
A3	2132	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算２（３割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		8	
A3	1531	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算一の４（４割負担）	訪問型サービス Ａ初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	27	1回につき
A3	1532	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算二の４（４割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	20	
A3	1533	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算三の４（４割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	11	
A3	1534	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算四の４（４割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅳ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	60%	9	
A3	1535	訪問型サービスＡ初回加算に係る処遇改善加算五の４（４割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅴ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	60%	8	
A3	2141	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算１（４割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		12	1回につき
A3	2142	訪問型サービスＡ初回加算に係る特定処遇改善加算２（４割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		8	